次世代育成支援対策推進法に基づく

≪　社会福祉法人幸清会　行動計画　≫

働く職員の皆さんが仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策として次のように行動計画を策定します。

１．計画期間　　令和３年４月１日～令和６年３月３１日までの３年間
（※令和４年２月２４日より一部変更し施行とする）

２．内　容

目標１　妊娠中及び子育てを行う職員に対する支援

：就業規則及び育児に係る規程に準じて、育児休業や子の看護休暇の取得についての相談等の受付、育児休業取得後における労働条件に関する文書での通知等を通じて、妊娠中及び子育てを行う職員を支援します。
（育児休業等取得率７０％以上を目指します。）
※育児休業等取得率＝育児休業等の取得数／出産者数

目標２　子育てと就業が両立できるための支援

：平成 27 年 5 月より一部地域において 0 歳時から小学生までを対象とした認可外保育所を開設。小学生に関しては、下校後の生活の場とし、児童の健全な育成を図ります。また、他地域においても段階的に保育所の設置について検討をしていきます。

目標３　雇用環境・就労に係る機会等への支援

：女性管理職の育成と活躍の機会を増やすため、管理職より一つ下の職種である生活相談員やケアマネジャーの女性割合が現状の１６％から１８％になるように、必要な資格取得について推奨します。

目標４　次世代の育成支援

：学生のインターンシップ（職業体験）を積極的に受け入れ、次世代を担う若年者が、早い段階から実際に仕事や職場を体験し、福祉に対する理解を深めることができるための支援を行います。